

一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 西 直美 は、
オムロン株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所におけ
る一斉休憩の適用除外に関して、下記の通り協定する。

記

1. 適用対象者は、設備保全係及びオペレーション業務従事者とする。
2. 休憩時間は、次に定めるとおりとする。
日勤者 午後 12 時 45 分～午後 1 時 30 分
夜勤者 午前 0 時 45 分～午前 1 時 30 分
3. 設備連続稼働の常時 1 名以上のオペレーション人員が必要であり、
上記時間帯に休憩時間を取得できない場合は、所定労働時間内に 45 分の
休憩時間をとるものとする。
4. 本協定の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までと
する。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに、会社、従業員代表いず
れからも申出がないときには、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、
以降も同様とする。

令和 4 年 3 月 18 日

株式会社ティーエム・テックス
代表取締役社長 松岡 敬太



オムロン株式会社草津事業所内
株式会社ティーエム・テックス事業所
従業員代表 西 直美

